

7. 事業者・消費者としての取組

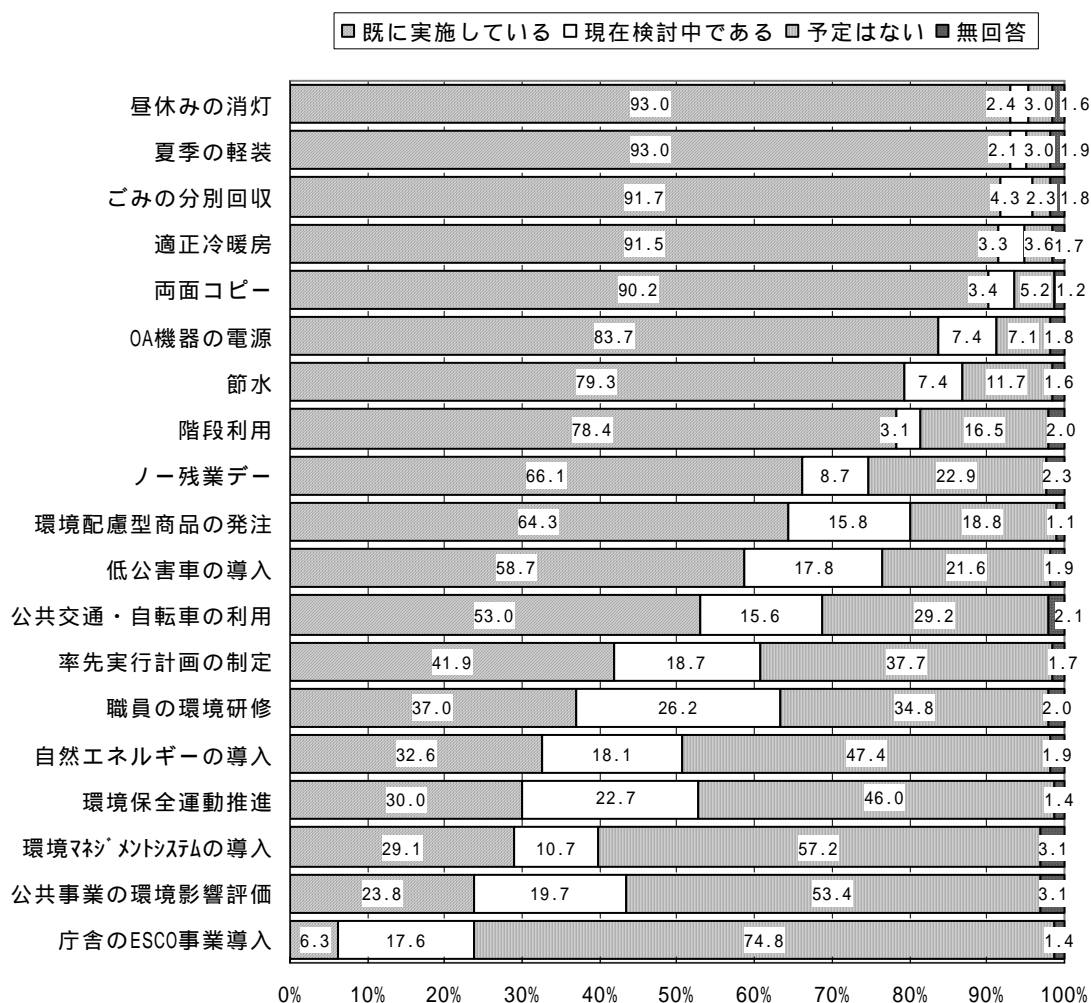
7.1 事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行

(1) 環境保全に資する率先実行行動(問 20)

【全体的な傾向】

- 事業者・消費者として地方公共団体が自ら率先している環境保全行動は、大きく2分類できる。一つは、「実施中」の割合が70%以上で、取組の19項目の中で上位を占める“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”であり、『昼休みの消灯』(実施中93.0%)から『階段利用』(同78.4%)までの8項目で、職員個人レベルでは非常に高い意識を持って行動していることがうかがえる。
- 一方、下位11項目は“組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”であり、『ノー残業デー』(実施中66.1%)から『庁舎のESCO事業導入』(同6.3%)までである。

図表 III-100 事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行状況(全体)



【基本属性別の特徴】

- “職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”については、すべての項目でほぼすべての都道府県と政令指定都市にて既に実施されている。市区町村でも70%以上の団体において、すべての項目が実施されている。
- “組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”については、『庁舎のESCO事業導入』を除いて、都道府県や政令指定都市では、80%以上の団体が既に実施している。市区町村では、すべての項目において都道府県や政令指定都市に比較して実施率は低い。『環境配慮型商品の発注』、『ノー残業デー』、『低公害車の導入』、『公共交通・自転車の利用』は50%を超える。

図表 III-101 事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行状況（基本属性別）

（職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動）

（％）

率先実行項目	都道府県 n = 46		政令都市 n = 16		市区町村 n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1)両面コピー	100.0	0.0	93.8	0.0	89.8	3.5
(2)節水	100.0	0.0	93.8	0.0	78.5	7.7
(3)適正冷暖房	100.0	0.0	93.8	0.0	91.2	3.5
(4)昼休みの消灯	100.0	0.0	93.8	0.0	92.8	2.5
(5)夏季の軽装	100.0	0.0	93.8	0.0	92.7	2.2
(6)OA機器の電源	100.0	0.0	93.8	0.0	83.1	7.7
(7)階段利用	100.0	0.0	87.5	6.3	77.6	3.2
(8)ごみの分別回収	100.0	0.0	93.8	0.0	91.4	4.5

（組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動）

（％）

率先実行項目	都道府県 n = 46		政令都市 n = 16		市区町村 n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1)率先実行計画の制定	100.0	0.0	93.8	0.0	39.4	19.5
(2)環境配慮型商品の発注	100.0	0.0	93.8	0.0	62.8	16.5
(3)環境保全運動推進	89.1	0.0	81.3	12.5	27.4	23.5
(4)庁舎のESCO事業導入	43.5	28.3	43.8	50.0	4.6	16.8
(5)自然エネルギーの導入	89.1	2.2	93.8	0.0	30.0	18.8
(6)ノー残業デー	97.8	0.0	93.8	0.0	64.7	9.1
(7)低公害車の導入	100.0	0.0	93.8	0.0	56.9	18.6
(8)公共交通・自転車の利用	97.8	0.0	93.8	0.0	51.1	16.3
(9)公共事業の環境影響評価	95.7	0.0	87.5	6.3	20.7	20.5
(10)職員の環境研修	93.5	2.2	87.5	6.3	34.5	27.3
(11)環境マネジメントシステムの導入	97.8	0.0	93.8	0.0	26.0	11.2

（注）網掛けは、40%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村における事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行状況を人口別にみると、“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”については、すべての人口規模・項目で50%以上、「人口3万人以上」規模では80%を越える高い実施率となっている。一般的には人口規模が大きいほど、その実施率はやや高くなる傾向にある。
- “組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”については、ほぼすべての項目において、人口規模が大きいほど、その実施率は高くなる。特に「10万人以上」の規模では、『庁舎のESCO事業導入』『公共事業の環境影響評価』を除くすべての項目において60%以上の団体が既に実施している。

図表 III-102 市区町村における事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行状況
(人口別：政令指定都市を除く)

(職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動) (%)

率先実行項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1)両面コピー	83.3	87.9	90.3	94.2	97.9
(2)節水	66.7	72.5	80.1	87.4	95.8
(3)適正冷暖房	83.3	89.2	96.1	93.7	99.2
(4)昼休みの消灯	87.9	91.6	93.7	94.6	99.6
(5)夏季の軽装	86.2	90.8	96.1	96.0	99.6
(6)OA機器の電源	70.6	78.2	84.5	93.7	98.3
(7)階段利用	59.9	74.9	82.0	88.8	93.6
(8)ごみの分別回収	84.7	91.4	92.7	93.7	97.9

(組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動) (%)

率先実行項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1)率先実行計画の制定	10.7	23.2	40.8	59.2	88.1
(2)環境配慮型商品の発注	39.5	56.6	59.7	78.9	94.9
(3)環境保全運動推進	10.7	18.3	24.8	36.3	60.6
(4)庁舎のESCO事業導入	2.0	1.6	5.8	4.5	12.3
(5)自然エネルギーの導入	11.3	18.9	28.6	37.7	69.5
(6)ノー残業デー	41.0	55.5	70.9	84.3	91.1
(7)低公害車の導入	29.9	46.6	57.8	78.0	92.8
(8)公共交通・自転車の利用	26.3	38.8	51.9	70.9	88.1
(9)公共事業の環境影響評価	7.6	10.8	19.9	31.4	46.6
(10)職員の環境研修	9.6	21.6	31.6	52.5	78.0
(11)環境マネジメントシステムの導入	5.9	13.2	21.8	36.3	70.3

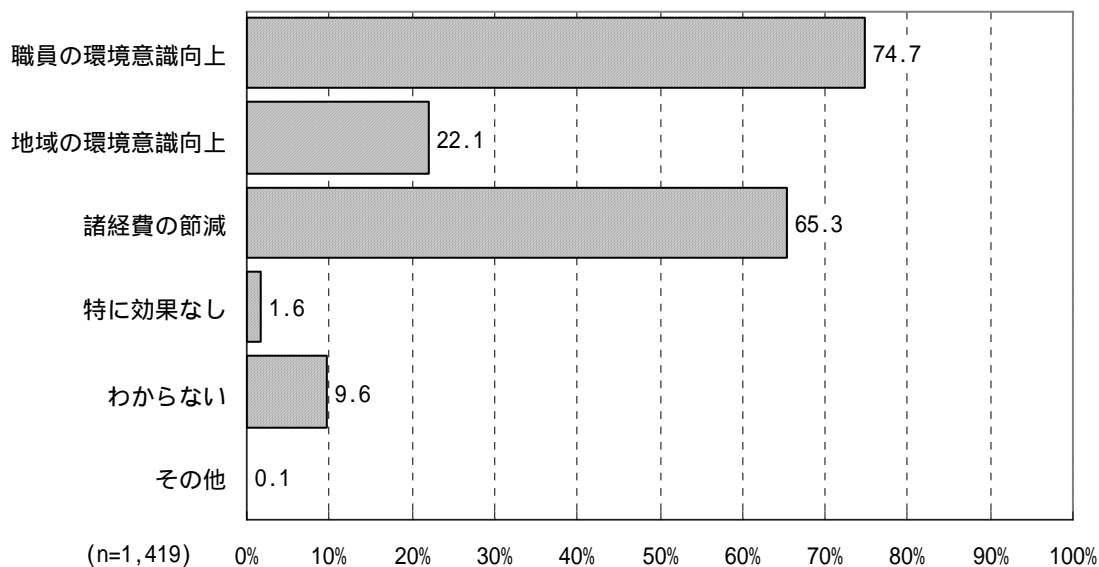
(注) 網掛けは、40%以上を示す。

(2) 環境保全行動の率先実行による効果(問 20-1)

【全体的な傾向】

- 地方公共団体における環境保全行動の率先実行による効果については、『職員的环境意識向上』(74.7%)をあげる団体が最も多い。これは、率先実行では“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”が多くを占めていることと符合する。
- 次いで、『諸経費の節減』(65.3%)があげられているが、率先実行の上位8項目は職員個人レベルではあるものの、省エネや紙や水などの資源節約が中心であることとも符合する。また、『地域的环境意識向上』(22.1%)にもある程度貢献している。

図表 III-103 環境保全行動の率先実行による効果(全体)



【基本属性別の特徴】

- 環境保全行動の率先実行による効果については、属性を問わず『職員的环境意識向上』と『諸経費の節減』の効果が上がっている。
- 『特に効果なし』は、都道府県と政令指定都市では皆無であるが、市区町村では1.7%を占めている。

図表 III-104 環境保全行動の率先実行による効果(基本属性別)

(%)

率先実行項目	都道府県 n = 46	政令指定都市 n = 15	市区町村 n = 1,358
職員的环境意識向上	97.8	100.0	73.6
地域的环境意識向上	37.0	33.3	21.4
諸経費の節減	91.3	93.3	64.1
特に効果なし	0.0	0.0	1.7
わからない	2.2	0.0	9.9
その他	0.0	0.0	0.1

(注) 網掛けは50%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 環境保全行動の率先実行による効果について、市区町村の人口規模別にみると、『職員の環境意識向上』をあげる団体は、いずれの人口規模においても60%以上を占めるが、規模の増加とともにその割合も上昇する。
- 『諸経費の節減』をあげる団体は、人口規模にあまり関係なくそれぞれ60%台である。これは、現在の経費削減効果が職員個人レベルの取組によっているためと考えられる。
- 『わからない』や『特に効果なし』についても、あまり人口規模には関係しない。

図表 III-105 市区町村における環境保全行動の率先実行による効果（人口別：政令指定都市を除く）

(n=1,358)

(%)

率先実行項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
職員の環境意識向上	62.3	67.6	76.2	82.2	89.0
地域の環境意識向上	22.3	21.7	18.8	18.7	24.6
諸経費の節減	63.5	63.7	62.4	62.1	68.6
特に効果なし	2.7	1.9	2.0	1.4	0.0
わからない	10.4	11.0	11.4	9.6	6.8
その他	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0

(注) 網掛けは40%以上を示す。

7 2 環境マネジメントシステムの導入状況

(1) 環境マネジメントシステムの導入部門(問 20-2)

【都道府県の特徴】

- 回答のあった 45 団体のうち、『本庁舎』に環境マネジメントシステムを導入しているのは 38 団体(84.4%)であり、他の施設・機関に比べて最も多い。次いで『合同庁舎』(11 団体:24.4%)、『試験研究機関』(11 団体:24.4%)となる。

図表 III-106 都道府県における環境マネジメントシステムの導入部門(重複あり)

環境マネジメントシステムの導入部門	都道府県数 (n = 45)	比率 (%)	備考
本庁舎	38	84.4	-
合同庁舎	11	24.4	分庁舎、事務所、地域振興局など
試験研究機関	11	24.4	産業技術センター、環境科学センターなど
知事部局他	5	11.1	青森県、熊本県
県立学校(教育委員会を含む)	4	8.9	栃木県、神奈川県、富山県
警察庁舎	4	8.9	青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、和歌山県
議会庁舎	1	2.2	宮城県

(注)「すべての機関」の回答は本庁舎に含めた。

【政令指定都市の特徴】

- 環境マネジメントシステムの導入部門について、回答のあった 16 政令指定都市では、『本庁舎』対象とするのは 13 団体であり、『清掃工場(ごみ処理センター、焼却場など)』が 7 団体である。

【東京 23 区の特徴】

- 環境マネジメントシステムの導入部門について、回答のあった 18 団体のうちすべての団体が『本庁舎』を対象とするが、幼稚園や小・中学校等の教育機関への導入もある。

【市町村の特徴】

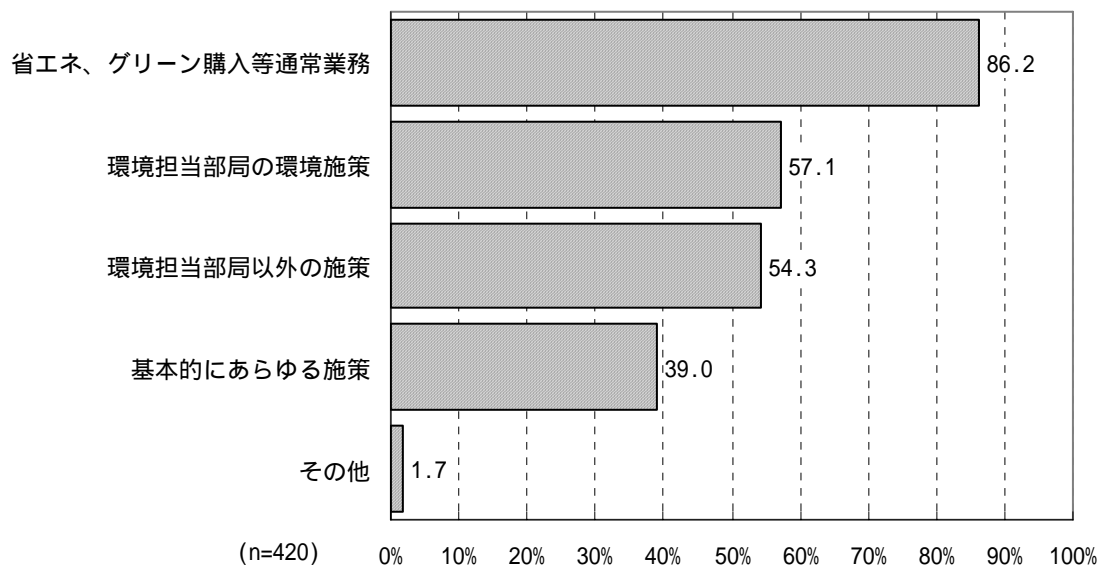
- 市町村における環境マネジメントシステムの導入(必ずしも ISO14001 認証ではない)部門で最も多いのは『本庁舎』である。清掃工場、教育機関、塵介処理センター、浄水場、下水処理施設、し尿処理場、病院、学校給食センターなどを対象としている団体もある。

(2) 環境マネジメントシステムの対象活動

【全体的な傾向】

- 本庁舎に環境マネジメントシステムを導入した420の回答団体について、同システムの対象とする活動の中で最も多いのは『省エネ・グリーン購入等の通常業務』で86.2%となっている。
- 同システムの対象とする活動の中で『環境担当部局の環境施策』(57.1%)と『環境担当部局以外の施策』(54.3%)はともに50%を越えるが、『基本的にあらゆる施策』は39.0%にとどまる。

図表 III-107 本庁舎の環境マネジメントシステム対象活動（全体）



【基本属性別の特徴】

- 本庁舎の環境マネジメントシステムについて、都道府県ではその対象活動を広くとる団体が多く、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』は90.0%、『環境担当部局の環境施策』『環境担当部局以外の施策』『基本的にあらゆる施策』はともに60%以上の団体が活動対象としている。
- 政令指定都市や市区町村でも、80%を超える団体が『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を対象とするが、『環境担当部局の環境施策』と『環境担当部局以外の施策』は約50~60%程度である。『基本的にあらゆる施策』を対象とする団体は、都道府県に比べて少ない。

図表 III-108 本庁舎の環境マネジメントシステム対象活動（基本属性別 (%)）

率先実行項目	都道府県 n = 40	政令指定都市 n = 14	市区町村 n = 366
省エネ、グリーン購入等通常業務	90.0	85.7	85.8
環境担当部局の環境施策	62.5	57.1	56.3
環境担当部局以外の施策	62.5	64.3	52.7
基本的にあらゆる施策	60.0	14.3	37.7
その他	0.0	7.1	1.6

(注) 網掛けは50%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象活動について、市区町村の人口規模別にみると、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』とする団体はいずれの人口規模でも80%以上を占め、人口規模による違いはほとんどない。
- 『環境担当部局の環境施策』と『環境担当部局以外の施策』を対象活動とする団体の割合は、人口規模の増加とともに上昇する。
- 『基本的にあらゆる施策』を対象活動とする団体の割合は20~40%程度であるが、人口規模の増加とともに上昇する傾向にある。

図表 III-109 市区町村における本庁舎の環境マネジメントシステム対象活動
(人口別：政令指定都市を除く)

率 先 実 行 項 目	(n=366)					(%)
	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上	
省エネ、グリーン購入等通常業務	86.2	83.3	91.7	81.3	87.1	
環境担当部局の環境施策	24.1	50.0	56.3	55.0	65.2	
環境担当部局以外の施策	20.7	42.6	52.1	53.8	61.9	
基本的にあらゆる施策	27.6	37.0	41.7	38.8	38.1	
その他	0.0	5.6	4.2	0.0	0.6	

(注) 網掛けは50%以上を示す。